

緊急事態宣言下における追加対策（令和3年1月22日）

1 感染症患者急増対策について

感染者の急増を踏まえ、入院医療体制等の拡充や、円滑な入退院に向けた病院等への「入口」及び「出口」対策を強化。増加している入院調整中の患者への適切な対応を推進

(1) 入口対策

- ① 病床数の拡充
- ② 宿泊療養施設の受入拡充
- ③ 入院調整機能の強化

(2) 出口対策

- ① 症状軽快者の転院等受入促進
- ② 回復者の転院受入促進
 - (ア) 「新型コロナウイルス感染症回復者転院支援窓口」の設置
 - (イ) 転院受入医療機関への支援
- ③ 社会福祉施設への回復者の受入促進
 - (ア) 退院基準満了証明(仮称)の発行
 - (イ) 社会福祉施設への退院受入支援の実施

(3) 入院調整者等への対応

- ① 医療機関・社会福祉施設等でのクラスター対策等
 - (ア) 感染管理認定看護師等を派遣し、施設特性に応じゾーニング、防護具着脱訓練の実施
 - (イ) 一般医療機関へのクラスター発生時の空床確保料を支援
 - (ウ) 精神科医療機関への感染者発生時の支援
 - (エ) 社会福祉施設への感染者発生時の支援
- ② 宿泊療養施設の対応強化
 - (ア) 宿泊療養施設の受入対象患者のさらなる弾力運用
 - (イ) 宿泊療養施設への医療チームの派遣
- ③ 自宅待機者に対するフォローアップ体制の強化
 - (ア) 健康観察の強化
 - (イ) 介護・障害福祉サービスを必要とする場合

2 ワクチン接種に向けた組織体制の整備について

新型コロナウイルスワクチン接種の円滑な実施に向け、健康福祉部感染症等対策室に県内医療従事者(約16万人)への優先接種にかかる医療機関との調整、ワクチンの流通調整、市町支援等を担う「ワクチン対策課」を新設(令和3年1月25日設置)

3 感染症対応資金(当初3年間無利子・保証料全額無料)の融資限度額引き上げについて

1月25日から感染症対応資金(当初3年間無利子・保証料全額無料)の融資限度額を4,000万円から6,000万円に引き上げ

4 感染症拡大防止協力金の支給要件の変更について

特別な事情で1月14日から時短営業が困難な場合の支給要件について、協力開始日から2月7日まで継続して要請に応じた場合、時短営業をした日数に応じて支給(但し、定休日は時短営業日数から除く)に変更